

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年十二月十一日

岡山県知事 伊原木 隆太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルイ湯郷店

所在地 美作市湯郷一二三番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置

4 変更年月日

令和二年十二月七日

二 届出年月日

令和二年十一月二十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和二年十二月十一日から令和三年四月十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び美作市経済部商工観光課